

長崎大学附属図書館館内施設利用要項

1. この要項は、長崎大学附属図書館（以下「図書館」という。）において、次に掲げる施設（以下「各施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
 - （1）ラーニングコモンズ（中央図書館）
 - （2）e-room（中央図書館）
 - （3）ライブラリーラウンジ（中央図書館）
2. 各施設は、教育的及び学術的な企画のために利用できるものとする。
3. 各施設を利用できる者は、次に掲げる者とする。
 - （1）本学の教職員
 - （2）本学のサークル（全学団体又は学部の団体）
 - （3）その他館長が認めた者
4. 各施設の利用を希望する者（以下「各施設利用希望者」という。）は、各施設の利用を希望する日の原則として4週間前までに、長崎大学附属図書館館内施設利用申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を館長に提出し、許可を受けなければならない。
5. 各施設利用希望者が多数の場合は、原則として申込順とし、館長の判断により許可を行う。
6. 各施設の利用期間は、原則として1日とする。ただし、1日を超える期間を希望する場合は、申込書に理由を明記し、館長の許可を受けなければならない。
7. 各施設における利用時間は、図書館開館日の平日、時間内（閉館時間の30分前まで）とする。
8. 各施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - （1）各施設を目的以外の用途に利用しないこと。
 - （2）公序良俗に反しない企画を実施すること。
 - （3）利用者以外の者に、各施設の全部又は一部を転貸しないこと。
 - （4）利用者の過失によって図書館の備品、設備等に破損又は紛失があった場合は、現物又は代金をもって、その損害を弁償すること。
 - （5）各施設の利用に際しやむを得ない事情が生じた場合は、利用日時若しくは利用条件の変更又は利用中止の指示に従うこと。
 - （6）図書館の施設内に危険物を持ち込まないこと。
 - （7）企画で使用する物品等の搬入、設置、撤去及び管理は、利用者が行うこと。
 - （8）営利目的の活動又はこれに類する活動は行わないこと。
 - （9）図書館利用者の迷惑につながる行為は行わないこと。
 - （10）各施設の利用終了後は、速やかに原状回復を行うこと。
 - （11）その他各施設の利用に際しては、図書館職員の指示に従うこと。
9. 館長等は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消し又は利用を停止することができる。
 - （1）8. に掲げる遵守事項に違反した場合
 - （2）申込書に虚偽の記載があった場合
10. 企画で使用する物品等の管理は、利用者の責任において行い、図書館は企画で使用する物品等の損害、盗難、紛失、破損等について、一切の責任を負わない。